

地方消費税交付金（社会保障分）の使途

消費税率は2014年4月1日より5%から8%に引き上げられ、地方税法（昭和25年法第226号）第72条の115の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされており、木祖村に交付される「地方消費税交付金」の使途（使い道）は次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障分） 22,000 千円（予算額）

【歳出】

（単位：千円）

区 分		金 額	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税 交付金	
民生費	社会福祉総務費	101,667	35,025	17,000	66,642
衛生費	保健予防費	7,276	5,000	5,000	2,276
合 計		108,943	40,025	22,000	68,918